

浜松市在宅重度障害者（児）紙おむつ購入費助成事業実施要綱

（目的）

第1条 この事業は、在宅の重度障害者（児）に対し、紙おむつの購入に要する費用の一部を助成することによって、快適な日常生活の維持、衛生管理及び介護に当たる家族の負担の軽減を図ることを目的とする。

（対象者）

第2条 この事業の対象者は、市内に住所を有し、かつ常時紙おむつが必要と認められる在宅の重度障害者（児）であって、次のいずれかに該当する者とする。

- （1）身体障害者手帳1級又は2級所持者、ただし、2歳未満の児童は除く
 - （2）療育手帳A所持者、ただし、2歳未満の児童は除く
 - （3）特別児童扶養手当受給資格者に監護されている1級の障害状態に該当する2歳以上20歳未満の児童
- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は除くものとする。

- （1）前年度の介護者慰労金受給者に介護される者
- （2）浜松市重度心身障害児扶養手当条例第4条第3号に規定する手当を受給している者に監護されている児童
- （3）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第6号の規定による日常生活用具の交付により、排泄管理支援用具の支給を受けている者
- （4）前号以外の他制度により、紙おむつの支給を受けている者

（申請）

第3条 前条に定める対象者の介護にあっている者が、紙おむつの支給を受けようとするときは、浜松市在宅重度障害者（児）紙おむつ購入費助成申請書（第1号様式）により市長に申請しなければならない。

（交付券の交付）

第4条 市長は、前条の申請を受理したときは、速やかに実状を調査のうえ適当と認められた者に対して医薬品引換券（紙おむつ交付券）（第2号様式。以下「交付券」という。）を交付するものとする。

（交付券の有効期間）

第5条 交付券の有効期間は、交付を受けた日からその日の属する年度の末日までとする。

（交付券の額）

第6条 交付券の額は、年度において30,000円を限度とし、交付する月により、別表の額とする。

（支給方法等）

第7条 紙おむつの支給は、交付券の交付を受けた受給者（以下「受給者」という。）が、

市長が指定する交付券の取扱店において当該交付券で引き換えができる範囲内で、当該交付券と自らの希望する紙おむつを引き換えるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、交付券と紙おむつの引き換えについて必要な事項は、市長と一般社団法人浜松市薬剤師会との間に別に締結する契約に定めるところによるものとする。

(支給廃止)

第8条 紙おむつの受給対象者が入院または死亡等により第2条に定める支給要件に合致しなくなったときは、受給者は速やかに浜松市在宅重度障害者(児)紙おむつ受給資格喪失届(第3号様式)を提出し、交付券を市長に返還しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年7月1日から施行する。
- 2 第2条に基づく対象者について、平成17年7月1日の合併前に3万円以上の平成17年度分の紙おむつ購入費助成を受けている者は除くものとする。

附 則

この要綱は平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

別表(第6条関係)

交付月	交付券の額	交付月	交付券の額
4月	30,000円	10月	15,000円
5月	30,000円	11月	15,000円
6月	25,000円	12月	10,000円
7月	25,000円	1月	10,000円
8月	20,000円	2月	5,000円
9月	20,000円	3月	5,000円